令和３年度
第１回新宿区国民健康保険運営協議会

報告事項資料②

３　新宿区国民健康保険の現状と課題

令和３年１２月１８日

新宿区健康部医療保険年金課

3　新宿区国民健康保険の現状と課題

1. 国民健康保険特別会計　令和２年度決算と財源構成

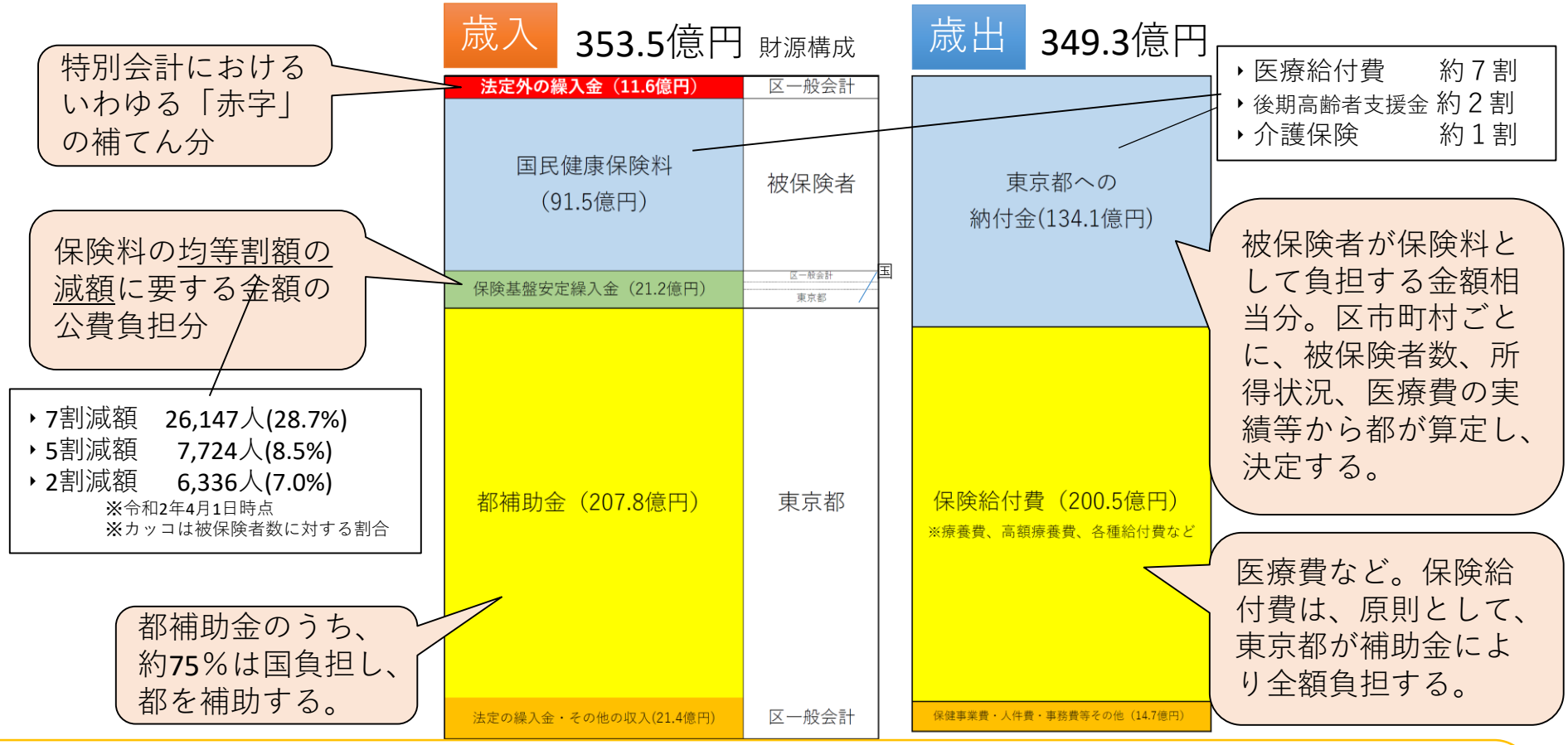

●前年度よりも会計規模が歳出で△5.0％（約△18.5億円）であり、被保険者数の減少(88,031人・△3.36%)の影響が大きい。歳入・歳出の差額約４億円は令和３年度会計に繰越している。
●被保険者が減少している主な要因は、高齢化の進展に伴う後期高齢者医療保険(75歳以上)への移行、コロナ禍の影響と推測される、外国人の減少である。

2.保険給付の現状と医療費削減の取り組み

◇医療費【療養給付費】(令和２年度) ※数値は医療費総額から徴収金等を控除した額

	2020年度	2019年度	増減	増減率
１人当たり医療費	262,555円	265,966円	△ 3,411円	△ 1.3%
１件当たり医療費	22,420円	21,310円	1,110円	5.2%

☞詳細は、「国民健康保険事業概要」14ページ

◇療養費・高額療養費　(令和２年度)

	2020年度	2019年度	増減	増減率
１人当たり療養費	4,002円	4,668円	△ 666円	△ 14.3%
１人当たり高額療養費	27,453円	27,985円	△ 532円	△ 1.9%

☞詳細は、「国民健康保険事業概要」15・16ページ

◇その他の給付　(令和２年度)

	2020年度	2019年度	増減	増減率
出産育児一時金	361件	397件	△ 36件	△ 9.1%
葬祭費	303件	286件	17件	5.9%
結核・精神医療給付金	21,914件	20,831件	1,083件	5.2%

☞詳細は、「国民健康保険事業概要」17ページ

医療費削減の取り組み

レセプト内容点検・資格点検の強化

- 医科と調剤のレセプトを突合し、医薬品の適応や投与量等の点検を行う（突合点検）
- 過去6月分のレセプトについて重複請求や回数制限のあるものなどの点検を行う（縦覧点検）
- レセプト内容点検被保険者一人当たり財政効果2,320円R1（前年度1,938円）

☞詳細は「現状と取組み」12ページを参照

国保データヘルス計画に基づく取り組み

- ジェネリック医薬品差額通知
  ジェネリック医薬品にした場合の軽減額を被保険者に個々に通知して利用促進を図る。
  利用率は、数量では67.8%、金額では43.6％。
- 「糖尿病性腎症等重症化予防事業」
- 「生活習慣病治療中断者への受診勧奨事業」及び「受診行動適正化事業」

☞詳細は、「国民健康保険事業概要」25,26ページ
及び「現状と取組み」7～11ページを参照

●コロナ禍の影響と推測されるが、１人当たり医療費、療養費、高額療養費は前年度よりも減少。
●レセプト点検については、特別区全体の１人当たり財政効果額は1,723円であり、新宿区の2,320円は、23区中３位である。

3. 保険料収納率の現状と法定外繰入金の推移

◇保険料収納率

現年分　　82.17%（82.32%）
滞納繰越分　16.56%（18.60%）

※現年分・滞納繰越分ともに**特別区最下位**

☞詳細は「国民健康保険事業概要」21ページ

他区の令和２年度現年度分収納率(特別区順位)

文京区	93.15%(1位)	北区	85.60%(20位)
品川区	93.15%(1位)	中野区	85.36%(21位)
千代田区	92.78%(3位)	渋谷区	84.84%(22位)

※特別区平均収納率 88.76%

◇一人当たり法定外繰入金の推移

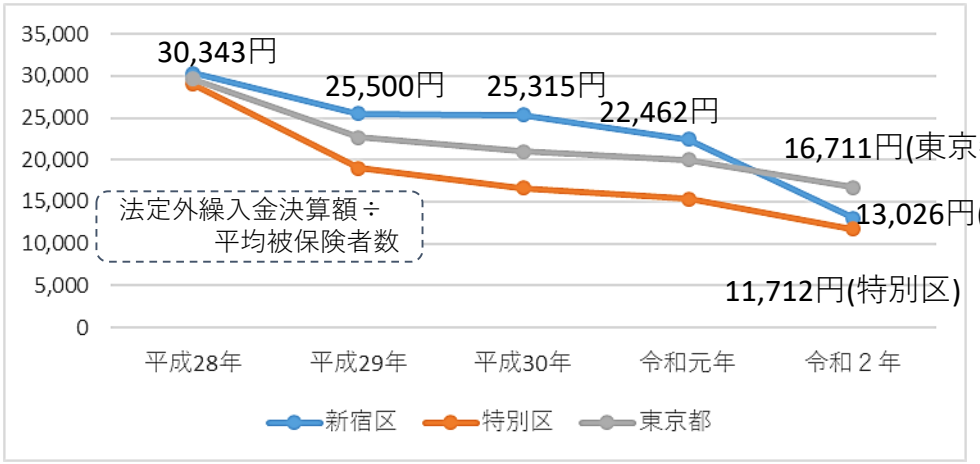

◇区の法定外繰入金実績

令和２年度	令和元年度	平成30年度
11.6億円	20.5億円	24.9億円

◎法定外繰入金とは？

特別会計の各年度の歳出総額に対して、歳入が不足する場合に補てんする一般会計からの繰入金。新宿区が負担する。

一方、「法定内繰入金」は、国保制度の抱える構造的問題を踏まえて法令に基づいて一般会計から繰入れる公費で、国・都・区が法定の割合で負担する。低所得者の保険料軽減の財源など。他に事務費や職員人件費なども、これにあたる。

☞詳細は「現状と取組み」1ページ

●収納率向上への取組みが大きな課題である。現年度収納率が低い原因としては、転入・転出者が著しく多いこと(異動率が高い)、留学や技能等の在留期間が限られている外国人が多いことがあげられる。
●令和２年度決算において、新宿区の法定外繰入金が大きく減少している理由は、コロナ禍による診療控えの影響で医療費が大幅に減少したことが大きな要因である。令和３年度の医療費は、予算以上に大きく伸びていることもあり、令和３年度決算では、増加に転ずる見込みである。

4．1人当たり保険料と医療費の推移（決算値）

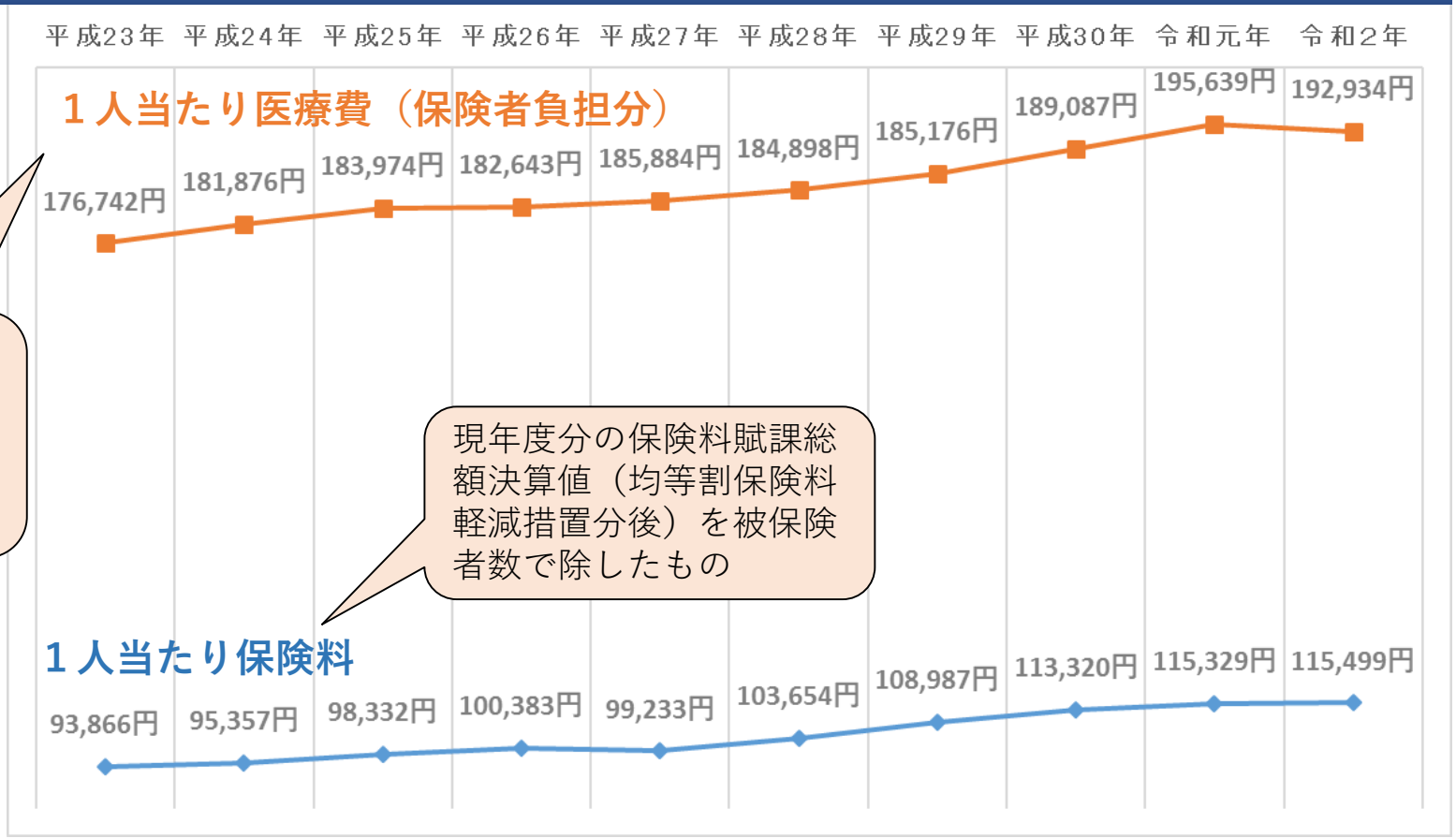

療養給付費、療養費等の合計額を被保険者数で除したもの

現年度分の保険料賦課総額決算値（均等割保険料軽減措置分後）を被保険者数で除したもの

☞詳細は、「国民健康保険事業概要」 22ページ

●保険者負担分(自己負担分を除いた金額）の「１人当たり医療費」は、コロナ禍の影響があったと考えられる令和２年度以外は、ほぼ毎年増えている。
●「１人当たり保険料」の推移をみると、平成３０年度以降の上昇率は、公費の増額や特別区の激変緩和措置の効果もありわずかに抑えられているが、医療費の伸びと連動する形で増加傾向が続いている。

5．保険料率の算定方法

医療分、介護納付分、後期支援分それぞれで算定

A　東京都が算定・決定する納付金の特別区（２３区）合算額

B 特別区独自の激変緩和措置後の納付金（Ａ×９６％）

特別区独自の激変緩和措置額。令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、激変緩和割合を令和２年度と同率に据え置いたため、納付金総額の４％の「法定外繰入金」を予め見込んで保険料率を算定している。

C 賦課総額（Ｂ－法に基づく補助金等）

保険者努力支援、出産育児一時金、特定検診等負担金など、法に基づく補助金等を賦課総額から除く。

D 所得割分（Ｃ×５８％）

E 均等割分（Ｃ×４２％）

※賦課割合　５８：４２（都Ｒ３本算定値より）

※賦課割合
　所得割と均等割の割合は、全国平均所得水準の場合、50：50とし、特別区の所得水準と比較し割合を調整すると特別区は、58：42となる。

所得割保険料率の算定方法

所得割分 D ＝ １人当たり平均所得金額 × 特別区の被保険者数 × 保険料率

方程式を整えると…

保険料率 × 所得割分 D ＝ １人当たり平均所得金額 × 特別区の被保険者数 ÷

均等割保険料の算定方法

均等割保険料 ＝ 均等割分 E ÷ 特別区の被保険者数

●保険料率・均等割保険料は、「被保険者数」、「１人当たり平均所得金額（賦課限度額控除後の国保保険料算定に用いる所得の平均金額）」の推測値に基づいて、上記の計算式で算出される。
●保険料負担を現在よりも小さくするためには、東京都の納付金算定の根拠である医療費を削減すること、及び、上記の「金額A・Ｃ」に影響がある公費（補助金等）が増額されることが必要である。

6.特別区独自の激変緩和措置について

○特別区では、法定外繰入金の削減・解消を目指すため、国が示した激変緩和期間である６年間を目途に、特別区独自の激変緩和措置を導入し保険料の急激な上昇とならないように取り組んでいる。令和２年度は、激変緩和割合は「９６％」であり、納付金総額の４％に相当する１２１億円を保険料率算定の段階で一般会計から投入した。新宿区では、約５．４億円に相当する。

○令和３年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特殊な社会情勢に鑑み、区財政の状況や長期的な財政規律の確保も視野に入れ、負担抑制のため、特別区独自の激変緩和措置の緩和割合について、「９７％」ではなく、「９６％」とした。納付金総額の４％に相当する１１７億円を保険料率算定の段階で一般会計から投入していることになる。新宿区では、約５億円に相当する。

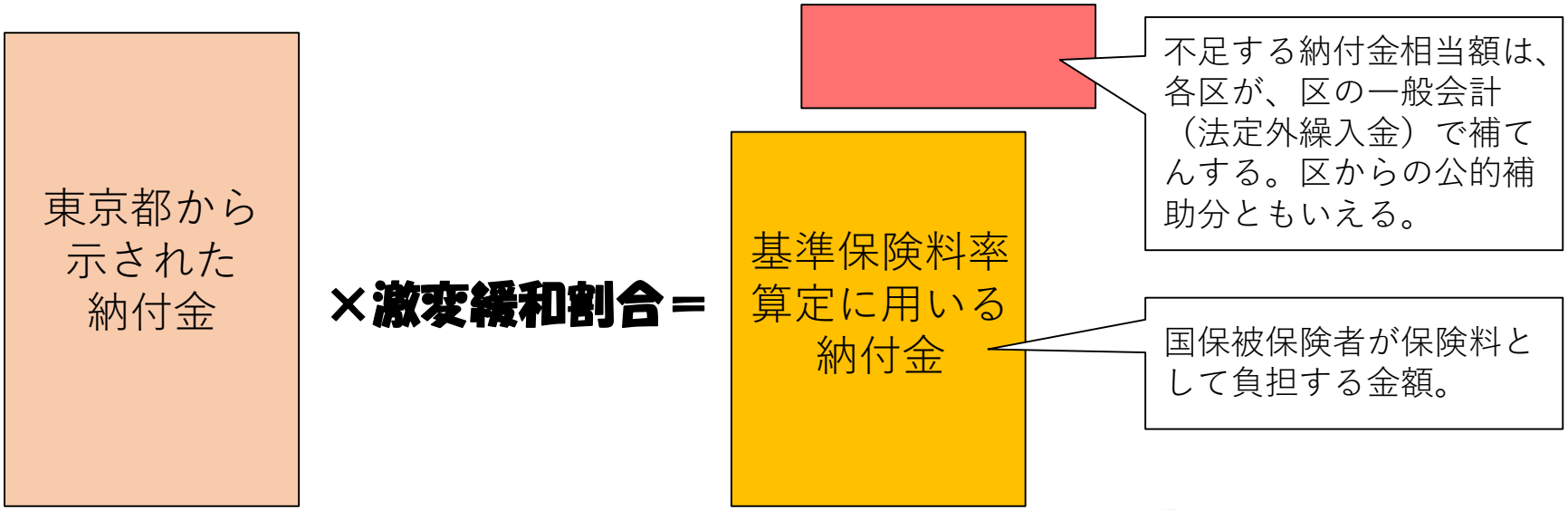

	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
激変緩和割合	９４％	９５％	９６％	96％ (97％)	97.3％ (98％)	98.6％ (99％)
			計画変更			

7.新型コロナウイルス感染症の影響に対する取り組み

◇国民健康保険料の減免

○対象世帯

①主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方

②主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、前年に比べて３割以上減少するなど、所定の条件を満たすもの

○減免額

①に当てはまる世帯は全額、②は所得や収入の減少額に応じて個別に免除率等を算定

○令和2年度減免実績

・承認件数　4,370件
・承認世帯は全世帯の約6％
・保険料減免額　約6億5千万円

○令和3年度減免実績(11月30日時点)

・承認件数　1,400件
・承認世帯は全世帯の約2％
・保険料減免額　約2億3千万円

◇傷病手当金の創設

○対象者

給与等の支払いを受けている被保険者で感染した、または感染が疑われるため、労務に服することができず、給与等の支払いの全部または一部を受けることができなくなった方

○支給対象となる日数

労務に服する予定であったが、労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務を予定していた日

○令和2年度実績

・承認件数　36件
・平均給付額　1人当たり79,297円
・平均給付日数　7.48日

○令和3年度実績(11月30日時点)

・承認件数　75件

減額分・手当金は全額、国が負担

●保険料の減免は、介護保険・後期高齢者医療保険料も併せて対応するワンストップ窓口（保険料減免担当）を開設して実施している。減額保険料相当額は、国が全額補助する予定。
●新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金は、令和２年６月に新設。令和４年３月末までの罹患者を対象とした時限措置であるが、感染症の状況を踏まえて延長される見通し。

8.令和４年度「仮計数」に基づく納付金算定(東京都算定)

○東京都納付金総額（仮算定）

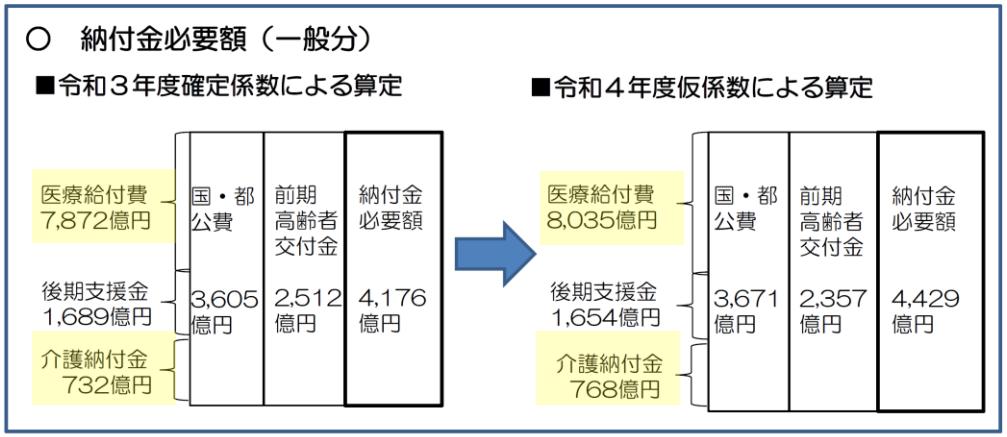

事　項	R3算定（確定係数）	R4算定（仮係数）	差	伸び率
被保険者数（医療・後期）	276万人	267万4千人	▲8万6千人	▲3.1%
給付費総額	7,872億円	8,035億円	163億円	2.1%
１人当たり給付費等	285,250円	300,518円	15,268円	5.4%
納付金総額　※	4,176億円	4,429億円	253億円	6.1%
１人当たり納付金額　※	179,710円	194,486円	14,776円	8.2%

※医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額

令和３年度第１回東京都国民健康保険運営協議会資料より

○新宿区納付金総額（仮算定）

事項	R3算定（確定係数）	R4算定（仮係数）	差	伸び率
被保険者数(医療・後期)	86,301人	83,146人	▲3,155人	▲3.7%
納付金総額	124.1億円	135.9億円	11.9億円	9.6%
１人当たり納付金額	143,745円	163,495円	19,749円	13.7%

●左の図表は、東京都の令和４年度の国が示した「仮係数」による算定結果と前年との比較。
●東京都の被保険者数は3.1%減少しているが１人当たり給付費が5.4%の増であり、給付金総額は6.1%増と急激に拡大すると推計している。1人あたり納付金額も8.2%の大幅増と推計している。
●医療給付費、介護納付金が大幅に増加している。後期支援金は、微減。
●右側の表は、新宿区の対前年比較。仮算定に基づく「１人当たり納付金額」は13.7%の大幅な増加であり、東京都の増え幅よりも大きくなっている。

9.令和４年度１人当たり保険料の算定結果(東京都算定)

○令和４年度仮係数に基づく１人当たり保険料算定額と
令和３年度確定係数に基づく１人あたり保険料算定額の比較

	令和４年度仮係数に基づく保険料算定額	令和３年度確定係数に基づく保険料算定	伸び率	伸び率（前年度）
東京都	172,155円	157,351円	9.4%	2.8%
新宿区	172,211円	156,340円	10.2%	2.4%

※法定外繰入による軽減を行っていないと仮定した保険料額であり実際の保険料額とは異なる。
※介護保険第2号被保険者（40～64歳）の平均保険料を算定したものであり、全被保険者の平均保険料の算定とは異なる。

令和3年度第1回東京都国民健康保険運営協議会資料より

●令和３年度と令和４年度の１人当たり保険料の試算を比較すると、伸び率は、東京都が９．４％増、新宿区は１０．２％増と、大幅に増加する試算となっている。
●前年度の仮算定による試算では、対前年度伸び率は東京都２．８％、新宿区２．４％であった。
●保険料均等割軽減など、公費投入分が減額されていない「１人当たり保険料」であるが、この数値の前年度との比較から、被保険者数、医療費、所得の動向を踏まえた令和４年度保険料率を推測することができる。仮係数に基づく算定によると保険料は９％～１０％程度上昇することになる。
●この仮算定に基づく保険料算定に対して、特別区長会では、東京都に対して、医療費大幅増の要因の明示とともに、特例の財政措置を強く求める要望を提出している。